

有効期間満了日 令和3年3月31日

熊捜二第960号

令和元年6月11日

今後の振り込め詐欺等対策の推進について（通達）

平成30年中の全国の振り込め詐欺等の認知件数、被害額は、いずれも前年に比べて約1割減少したものの、依然として高水準で推移しており、深刻な情勢にある。一方、本県における昨年の情勢については、各所属における様々な抑止対策の効果もあり、認知件数、被害額とも概ね半減したものの、本年に入り、高齢者を狙った高額な振り込め詐欺等の被害が連続発生するなど、いまだ予断を許さない極めて厳しい情勢にある。

そこで、下記の方針により、被害防止と取締りの両面で効果的な振り込め詐欺等対策を推進することとしたので、各所属においては、一層の取組の強化を図られたい。

記

1 地域の情勢に即した官民一体となった被害防止対策の推進

平成30年の全国の振り込め詐欺等の被害状況を手口別にみると、振り込め詐欺等全体の認知件数の5割以上を占めるオレオレ詐欺については、被害の大半が首都圏等特定の大都市部に集中し、また、被害者の9割以上が高齢者となっている。他方、振り込め詐欺等全体の認知件数の約3割を占める架空請求詐欺については、特定の大都市部だけでなく、地方においても被害が一定程度認められ、また、被害者も比較的幅広い世代に及んでいる。さらに、手口ごとに被害金の交付形態等にも違いが認められる。一方、本県の被害状況を手口別にみると、オレオレ詐欺は、振り込め詐欺等全体の認知件数の約3割を占め、被害の大半が県内の主要駅を有する地域に集中し、被害者の9割以上が65歳以上の高齢者となっている。また、全体の認知件数の約4割を占める架空請求詐欺については、全国同様、特定の地域だけではなく、県内全域において被害が認められ、被害者も幅広い世代に及んでいる。さらに、交付形態別にみると、電子マネーによる被害が5割以上を占めている。

このような状況の下、効果的な被害防止を図るためには、各所属において、地域ごとに各手口の被害の発生状況に応じた対策を講じることが不可欠である。

例えば、オレオレ詐欺に関しては、被害が多発する県内主要駅を有する地域において、主な被害者層である高齢者に対する注意喚起のみならず、その子供、孫世代に対する働き掛けを強化することが効果的と認められる一方、架空請求詐欺に関しては、地域を問わず、幅広い世代に対して被害実態に即した注意喚起を行うことが効果的と認められるところである。こうした点を踏まえて、関係機関・事業者等との連携の下、被害防止に向けたより直接的・個別的な取組を推進するとともに、幅広い世代に対して発信力を有する著名な方々等とも連携・協力した効果的な広報啓発活動を積極的に展開する必要がある。これに加えて、被害者がだまされた後でも被害を食い止めることができるようにするた

め、警察と金融機関、コンビニエンスストア等の関係事業者等との協働による被害防止対策を更に強化することが重要である。

このため、各所属は、各々の地域における発生状況を分析し、その結果を踏まえて、被害に遭う可能性のある年齢層の特性にも着目した、官民一体となった効果的な取組を推進すること。

また、講じた対策の効果を分析し、その結果を踏まえて不断の見直しを行うこと。

2 犯罪者グループ等の壊滅に向けた効果的な取締りの推進

平成30年の検挙件数、検挙人員については、いずれも前年に比べて増加したものの、その多くが受け子や架け子等の末端被疑者の検挙であり、主犯格の検挙については一定程度にとどまっている。また、振り込め詐欺等の犯行グループは、実行行為の分業化、犯行拠点の小規模化、被疑者間の匿名化等の対策を講じており、一部の被疑者を摘発したとしても、必ずしも主犯格の検挙や組織の実態解明につながらないのが実情である。振り込め詐欺等の発生を抑止するためには、犯行組織の中枢に打撃を与え、これを弱体化させる必要がある。

このため、既に「総合的な振り込め詐欺等対策の推進について（通達）」（平成30年10月2日付け熊捜二第2376号）等で示達しているとおおり、従来の拠点摘発や突き上げ捜査に加えて、振り込め詐欺等事件の背後にいると見られる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良行為グループ等の犯罪者グループ等を見定めた上で、各所属の各部門が連携し、振り込め詐欺等に限らずあらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを推進し、これら犯罪者グループ等の壊滅に向けた実効性のある対策を推進すること。

また、振り込め詐欺等の犯行拠点の多くは首都圏等に集中し、摘発を逃れるために頻繁に移転を繰り返すなどしている一方、受け子やその勧誘役は大都市部以外の地方にも認められることから、各所属における捜査対象の選定や摘発に向けた捜査の実施に当たっては、地理的要素等を考慮し、本部捜査第二課と連携して警察組織の総合力の発揮による効率的な捜査に努めること。

3 犯行ツール対策の徹底

最近の振り込め詐欺等の犯行実態を踏まえると、犯行グループに対して、レンタル携帯電話、電話転送サービス等の提供を行ったり、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行ったりしている悪質な事業者の存在が認められる。

振り込め詐欺等は、携帯電話、預貯金口座等の犯行ツールがなければ成り立たないことから、その供給を遮断するなどの対策を推進することは、振り込め詐欺等の犯行を困難にさせ、その抑止にもつながるものである。

このため、各所属は、犯行ツールの悪用状況の把握に努めるとともに、悪質な事業者に対する情報収集及び取締りを強化し、あらゆる法令を駆使してその立件に努めること。